答弁第一五四号平成二十年十月三十一日受領

内閣衆質一七〇第一五四号

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出「消された年金」 の疑いのある一四四万件に関する質問に対し、 別紙答弁書を

送付する。

衆議院議員山井和則君提出 「消された年金」 の疑いのある一四四万件に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの件数については、いずれも確認していない。

社会保険庁においては、社会保険オンラインシステムにおいて管理する記録上、 厚生年金保険に係る標

準報酬月額の記録を過去にさかのぼって訂正する処理が事実に反して行われた事案の可能性がある約六万

九千件のうち、厚生年金受給者に係るものであるおよそ二万件(以下「訪問調査対象記録」という。)に

ついて、 受給者本人に記録を確認していただくため、本年十月十六日から、 社会保険事務所の職員が訪問

調査を開始したところである。

平成二十一年四月から、 被保険者に対し標準報酬月額等の情報をお知らせする「ねんきん定期便

を送付するとともに、同年中に、 「厚生年金受給者全員に対する標準報酬月額の情報を含むお知らせ」

の送付を開始することとしており、 「延べ一四四万件」 (訪問調査対象記録を除く。) に該当する方につ

いては、 送付の際に、 注意を必要とする記録訂正が行われている旨を注意喚起する書類を同封し、 その確

認をお願いする予定である。これにより、 御本人による記録の確認と必要に応じた記録訂正の申出等が行

われ、それに基づいた訂正等を行うことになるものと考えている。

したがってお尋ねの件数については、 当面把握する必要はないものと考えている。

仮に現段階でこれらの件数を確認する場合には、社会保険オンラインシステム上のすべての記録につい

て再集計する必要があるが、そのためには、相当の日数を要するものと考えている。